

教 生 学 第 632 号
令和4年(2022年)9月9日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉野将司

児童生徒の安全管理の徹底について(通知)

この度、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生し、別添写しのとおり各市町村教育委員会等に安全管理の徹底を通知したところですが、道内においても9月に、小学校の宿泊研修中において、児童1名がバス内に30分から40分間、取り残された事案が発生しています。

つきましては、各学校等において、スクールバスによる通学や遠足(旅行)・集団宿泊的行事、部活動等でのバス利用において、こうした事故が再び起こることがないよう、バスの乗車時及び降車時での人数確認の徹底はもとより、出欠状況に関する情報について担当者間でその内容を共有するなど、改めて児童生徒の安全管理を徹底してください。

(学校安全係)



教 生 学 第 622 号
令和4年（2022年）9月7日

各 教 育 局 長
関 係 道 立 特 別 支 援 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 (札 幌 市 を 除 く) 様
(各 市 町 村 立 幼 稚 園 長 及 び 認 定 こ ら も 園 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局及び初等中等教育局から、別添
写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の
徹底については、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部に
おける安全管理の徹底について」（令和3年（2021年）8月31日付け教生学第
503号）で通知したところですが、この度、静岡県牧之原市において、認定こど
も園の送迎バスに置き去りされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案
が発生しました。

つきましては、各施設において、今回の事案も踏まえ、バスによる送迎につ
いて業務の点検を行い、別添写しのとおり改めて安全管理を徹底するようお願
いします。

（学校安全係）



事務連絡
令和4年9月6日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く 御中
国公立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）

この度、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理については、令和3年7月に福岡県中間市において発生した事案を受けて、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日付け事務連絡）でお示しし、周知徹底を行ってきたところです。それにもかかわらず、再度、今回のような事案が発生してしまったことは極めて遺憾です。

今回の事案も踏まえ、バスによる送迎について、各施設において、業務の点検を行い、下記のとおり改めて安全管理を徹底するよう、各都道府県・市町村保育主管課におかれでは域内の保育所に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれでは、所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれでは、所轄の学校法人に対して、国公立大学担当課におかれでは附属の幼稚園等に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

なお、本事案については、事案の詳細を更に把握した上で、今後、追加的な対策も検討してまいります。

記

- ① 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- ② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
- ③ 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
 - ・ 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
 - ・ 子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。
- ④ 各幼稚園等においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直し、必要に応じて改定すること。

【問合せ先】

- 保育所の事件及び事故に関する事
厚生労働省子ども家庭局総務課
少子化総合対策室指導係
tel : 03-5253-1111 (内線 4838)
- 保育所の運営指導、設備及び職員配置基準に関する事
厚生労働省子ども家庭局保育課
企画調整係
tel : 03-5253-1111 (内線 4852, 4854)
- 幼稚園及び特別支援学校幼稚部における安全管理に関する事
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
tel : 03-5253-4111 (内線 2966)
- 幼稚園に関する事
文部科学省初等中等教育局
幼児教育課 企画係

tel : 03-5253-4111 (内線 3136)

●特別支援学校幼稚部に関すること

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課指導係

tel : 03-5253-4111 (内線 3716)

●認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部

参事官（認定こども園担当）付

tel : 03-5253-2111 (内線 38376)

●事故報告等に関すること

内閣府子ども・子育て本部

参事官（子ども・子育て支援担当）付

tel : 03-5253-2111 (内線 38350)